永井原地区活性化計画

山梨県

平成21年6月(平成23年3月変更)

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 永井原地区活性化計画

|都道府県名||山梨県 | 市町村名||北杜市 | 地区名(※1) | 永井原地区 | 計画期間(※2) | H21~25

標 :(※3)

自然・資源循環活用施設の整備により、農村地域の低炭素化社会実施における地域振興と、都市住民との交流の促進による地域活性化を図る。具体的な数値目標として、計画期間内に自然・資源循環活用施設の整備により生じる環境保全の取り組み数が16回以上増加することを目指す。また、都市との交流、による農業者の流出抑制、農家と地域住民の農村資源の管理・保全を通じた交流による定住の促進を図ることにより、都市農村交流者数の増加を目指す事とし計画期間内で交流人口1,200人/年の増加及び継続的な確保を目指す。

エネルギー不足への懸念や地球温暖化などの環境問題への意識が高まっている中、ここ数年、クリーンエネルギーへの注目度が高まり、太陽光発電施設においては、一般家庭用から、大規模のものまで普及が急激に進み、技術革新も著しい状況にある。このような情勢の変化を踏まえ、太陽光発電施設を設置した事例とするのみならず、ある一定規模の施設を設置することにより、発生した電力を地域内の主要産業である農業と関連づけ有効的に活用し、農業の振興を図るための新たなモデルを構築し、都市農村交流者である地区外からの研修人口の継続的な確保を図っていく。

本計画を実施する北杜市の日照時間は年間2.081時間で全国平均(1,934時間)に比べて長く、特に本施設の設置箇所の同市明野町は、従来から日照時間日本一をキャッチフレーズとし太陽をテーマに県内外へPRしている。特に太陽の花とされるひまわりは地域の象徴でもあり、夏季に開催されるサンフラワーフェスは全国的にも有名である。このような地域に太陽光発電施設を整備し、地域産業である農業と連携したモデルとすることで、他地域より付加価値は高いものと考えられる。また同市では、平成18年8月に「地域新エネルギービジョン」の策定や農業用水を活用した小水力発電施設の設置をするなど積極的にCO2削減に向けた取り組みを行っている。

今回、恵まれた農村資源を活用した、太陽光発電施設の整備を進め、当施設を活用した学習を通じて、地区住民の環境に関する意識を醸成させ、当該地区及び学区の住民、団体、行政等が一体となった環境保全体制を構築し、先進的な環境地区としての都市と農村の交流基盤の確立に資するとともに、農村地域の低炭素化社会実現を図る。

(山梨県は、平成21年4月に策定した「山梨県地球温暖化対策実行計画」に基づき「CO2ゼロやまなし」の実現を目指して取り組みを始めている。短期的(2012年)には京都議定書の6%削減に貢献するため2012年までに2005年比29. 1%の削減(Δ2,095千t-CO2)を図ることを目標としている。中期的(2020年)には本県の恵まれた自然環境を活かした太陽光発電、小水力発電などの新エネルギー、省エネ技術の普及促進を図りつつ、長期的(2050年)には「CO2ゼロやまなし」を目指すこととしている。)

目標設定の考え方

地区の概要:

北杜市は、山梨県北西部の八ヶ岳南麓に位置し、標高500m以上の中山間地域である。農業の概況は、県内屈指の稲作地帯であるとともに、冷涼な気候を活かした高原野菜栽培など多様な 形態の農業が行われている。

本計画を実施する永井原地区では、日本一といわれる豊富な日照時間と肥沃な土壌のもと地域の特産品「浅尾だいこん」等の高原野菜に加え、近年ではおうとうやブルーベリーなどの観光と 連携した果樹栽培にも積極的に取り組んでいる。

しかしながら、地区内の農業従事者の高齢化が進行しつつあり、今後の農業生産活動への影響や耕作放棄地の増加が懸念されている。

このような状況の解決に向け、北杜市では大型機械の導入やほ場整備、畑地かんがい施設等の基盤整備をすすめ労働力や営農経費の軽減を図るとともに、都市部から新規就農者や企業等の農業参入を促進し、新たな活力を導入することで地域の農業の活性化を目指している。

また地域の活性化策として、本地区の恵まれた日照時間という地域資源を活かし「太陽の里」をテーマに、夏季には約30万本のひまわりこが咲き誇るイベント「サンフラワーフェス」を開催し都市農村交流を進めている。

現状と課題

本地区は畑作を中心とした農業を生活基盤としてきたが、地区内の農業従事者は高齢化が進行しつつあり、また、若年層の農業後継者が不足するなどの課題を抱えており、農業生産活動や地域コミュニティー活動の低下が懸念されている。

併せて、本地区では、豊富な日照時間という地域資源を活かし地域の活性化をすすめているが、交流イベント等が夏季に集中してしまうことから、年間を通して太陽をテーマにした交流拠点の整備が望まれている。

このような中、山梨県においては「山梨県地球温暖化対策実行計画」を、北杜市においては「北杜市環境基本計画」を策定しておりクリーンエネルギーの導入を積極的に進めており、地区内の畑地かんがい施設等の農業関連施設へクリーンエネルギーを供給する太陽光発電施設を整備し、カーボンオフセットの取組等の環境活動を通じて、地域住民のみならず来訪する都市住民の環境保全への意識の向上を促す交流拠点として運営していく必要がある。

今後の展開方向等(※4)

本計画を実施し、本地域の資源である太陽エネルギーを活用した交流拠点太陽光発電施設を整備することで、農村の育む環境をテーマとした都市農村交流を促進し、高齢化の進む地域に活力を再生させることとする。

また、都市農村交流を通じて地域農業の担い手として期待している都市部から新規就農者や企業等の農業参入を促進するとともに、カーボンオフセットの取組等の環境活動と連携した新たな地域農業の構造を確立していく。

【記入要領】

- ※1「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度 の期間を記載する。
- ※3 「目標、欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて 具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体		法第5条第2項第 3号イ・ロ・ハ・ニ の別(※3)	備考
北杜市	永井原地区	地域資源循環活用施設(自然・資源活用施設)	山梨県	有	_	

(2)法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について

記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

永ま	原地区(山梨県北杜市)	区域面積(※2)	2810ha						
		•							
区均	【設定の考え方 (※3)								
	①法第3条第1号関係:	当該区域の総面積 2810haのうち農林地面積は 2008haで 71%を占めている							
		当該区域の総人口4、949人のうち農業従事者が208	当該区域の総人口4、949人のうち農業従事者が2088人で42%を占めている						
	②法第3条第2号関係:								
)39人から4880人(減少率△3. 16%)と減少し、平成17年から平成22年の5年間で高齢化						
			、里地里山等及びこれらと一体的に農山村景観を構成する山林原野等の自然環境も含め、 P環境施策への意識の向上を目指すことにより、都市と農村の交流や地域間交流を有効かつ						
		適切に図ることが可能な区域であるため、地域活性							
	③法第3条第3号関係:	都市計画区域外であるとともに、既に市街地を形成り	ている区域を含めていない。						

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。 ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。 ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

		地目			新たに権利を取得する		~るもの	既に有している権		ている権利に基づくもの		土地の利用目的	
						土地列	f有者		土地瓦	f有者	農地(※2)	市民農園施設	
土地の所在	地番	登記簿	現況	地積(㎡)	権利の 種類(※1)	氏名	住所	権利の 種類(※1)	氏名	住所	市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	種別(※3)	備考
							該当なし						

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

(乙川)氏辰区	_(2)川氏辰園旭設の規模での他の笠浦に関する争項(辰州小佐省市第2米第4号ハ)(次4)								
整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考			
建築物									
工作物				該当なし					
計									

(3)開設の時期	(農林水産省令第2条第4号二)

該当なし

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたは口を記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・ 建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

	事 項	内 容	備 考
(1)	農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)	該当なし	
(2)	移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法 (※2)	該当なし	
(3)	権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等	該当なし	
	① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)	該当なし	
	② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)	該当なし	
	③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法 (※5)	該当なし	
(4)	農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移 転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項	該当なし	
	① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る貸借権又は使用貸借による権利の条件(※6)	該当なし	
	② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する 事項(※7)	該当なし	

※1の 「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等

農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準 について記載する。
 - また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、 存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、 残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、 借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る貸借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、 例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律 関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

計画終了翌年度に、地域間交流の促進に資する太陽光発電施設を活用した市内の各小学校による環境学習の取り組み状況を北杜市が集計し、県によって取組内容の検証を行う。

交流促進については、環境保全に関する研修や各種保全活動を通じて本地区を訪れる交流者数を施設管理者である北杜市によって集計を行い、交流内容人数について山梨県が検証を行う。

検証結果については、山梨県の農業関係有識者において評価を行うとともに、施設を増設することにより、、供給電力量が増えるため本施設からの電力がある施設数とその効用を貨幣換算し公表する。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。 なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すことと されていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。 関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。